

寒川町移住促進 Web 広告配信について、次のとおり公募型プロポーザルを実施するので、公告する。

令和 8 年 8 月 10 日

寒川町長 木村 俊雄

1 業務概要

- (1) 業務名 寒川町移住促進 Web 広告配信
- (2) 内容 業務内容は、別紙「寒川町移住促進 Web 広告配信仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとする。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 提案限度額 3,850,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加資格 参加することができる者は、参加申請書の提出日現在において、令和 8 年度の寒川町入札参加資格に登録されている者とし、次に掲げる要件全てに該当し、業務を安定的かつ円滑に実施できる者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないこと。
- (2) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく、破産手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (5) 2 年以内に、手形交換所の取引停止処分を受けている者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて寒川町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (6) 6 箇月以内に、不渡手形又は不渡小切手を出している者でないこと。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定後、改めて寒川町の競争入札参加資格の再認定を受けている場合は除く。
- (7) 寒川町暴力団等排除条例（平成 23 年寒川町条例第 11 号）第 2 条第 1 号から第 5 号に規定する要件に該当する者でないこと。なお、契約締結後に該当することが判明した場合は当該契約を解除する。

- (8) 申請主体の現在の主たる事業所が所在する市区町村において、直近の国税（法人税及び消費税）、市町村民税（法人市町村民税、固定資産税）に未納の税額がないこと。
 - (9) 他自治体で直近 5 年以内に同種及び類似業務に関する契約実績を有すること。
- 3 その他 その他手続きや審査に関する詳細については、「プロポーザル実施要領」と「事業者選定基準」による。

【問い合わせ先】

〒253-0196 神奈川県高座郡寒川町宮山 165

寒川町企画部広報戦略課

電話番号 0467-37-3187（ダイヤルイン）

Mail : koho@town.samukawa.kanagawa.jp